

特許法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
29		<p>【書類名】 明細書 【発明の名称】 【技術分野】 (【背景技術】) (【先行技術文献】) (【特許文献】) (【非特許文献】) 【発明の概要】 <u>【発明が解決しようとする課題】</u> <u>【課題を解決するための手段】</u> (【発明の効果】) (【図面の簡単な説明】) (【図1】) (【発明を実施するための形態】) (【実施例】) (【産業上の利用可能性】)</p> <p>(【符号の説明】) (【受託番号】) (【配列表フリーテキスト】) (【配列表】)</p>	<p>【書類名】 明細書 【発明の名称】 【技術分野】 (【背景技術】)</p> <p>【発明の開示】 <u>【発明が解決しようとする課題】</u> <u>【課題を解決するための手段】</u> (【発明の効果】)</p> <p>(【発明を実施するための最良の形態】) (【実施例】) (【産業上の利用可能性】) (【図面の簡単な説明】) (【図1】) (【符号の説明】)</p> <p>(【配列表フリーテキスト】) (【配列表】)</p>
11	11	<p>微生物の寄託について付された受託番号は、その微生物名の次に記載する。 <u>受託番号をまとめて記載しようとするときは、原則として符号の説明の記載の次に記載するものとし、当該記載事項の前には、なるべく「【受託番号】」の</u></p>	<p>11 微生物の寄託について付された受託番号は、その微生物名の次に記載する。</p>

見出しを付す。

- 13 「【発明の名称】」は、明細書の最初に記載し、当該発明の内容を簡明に表示するものでなければならない。
- 14 「発明の詳細な説明」は、第24条の2及び特許法第36条第4項に規定するところに従い、「【発明の名称】」の欄の次に、次の要領で記載する。
- イ 原則として、特許を受けようとする発明の属する技術の分野を記載し、当該記載事項の前には、「【技術分野】」の見出しを付す。
- ロ 文献公知発明を含め、特許を受けようとする発明に関連する従来技術についてなるべく記載する。その記載は、「特許文献1」、「非特許文献1」のように、「【先行技術文献】」の欄において情報の所在に付した番号を引用して記載することが望ましい。この場合において、当該記載事項の前には、「【背景技術】」の見出しを付す。

13 「【発明の名称】」は、当該発明の内容を簡明に表示するものでなければならない。

- 14 「発明の詳細な説明」は、第24条の2及び特許法第36条第4項に規定するところに従い、「【発明の名称】」の欄の次に、次の要領で記載する。
- イ 原則として、特許を受けようとする発明の属する技術の分野を記載し、当該記載事項の前には、「【技術分野】」の見出しを付す。
- ロ 特許を受けようとする発明に関連する文献公知発明のうち特許を受けようとする者が特許出願の時に知っているものがあるときは、その文献公知発明が記載された刊行物の名称その他のその文献公知発明に関する情報の所在を記載する。

その記載は、情報の所在ごとに行を改めて記載し、特許、実用新案又は意匠に関する公報の名称を記載しようとするときは「【特許文献1】特開○○○○-○○○○○○号公報」のように記載し、学术论文の名称その他の情報の所在を記載しようとするときは「【非特許文献1】○○○○著、「
」××出版、○○○○年○月○日発行、p.○○～○○」のように、著者、書名、発行年月日等の必要な事項を記載する。

また、文献公知発明を含め、特許を受けようとする発明に関連する従来技術についても、なるべくそれを記載する。その記載は、「特許文献1」、「非特許文献1」のように情報の所在に付した番号を引用して記載することが望ましい。

これらの場合において、その記載は、原則として技術分野の記載の次に記載するものとし、当該記載事項の前には、「【背景技術】」の見出しを付す。

なお、「特許文献」又は「非特許文献」が二以上あるときは、次のように「【特許文献1】」、「【特許文献2】」、「【非特許文献1】」、「【非特許文献2】」のようにそれぞれ記載する順序により連続番号を付して記載する。

【背景技術】

【特許文献1】

【特許文献2】

【非特許文献1】

八 特許を受けようとする発明に関連する文献公知発明のうち特許を受けようとする者が特許出願の時に知っているものがあるときは、その文献公知発明が記載された刊行物の名称その他その文献公知発明に関する情報の所在を記載する。

その記載は、情報の所在ごとに行を改めて記載し、特許、実用新案又は意匠に関する公報の名称を記載しようとするときは「【特許文献1】特開○○○○-○○○○○○号公報」のように記載し、学术论文の名称その他情報の所在を記載しようとするときは「【非特許文献1】○○○○著、「
」××出版、○○○○年○月○日発行、p.○○～○○」のように、著者、書名、発行年月日等の必要な事項を記載する。この場合において、各記載事項の前には、なるべく「【特許文献】」及び「【非特許文献】」の見出しを付し、これらの記載の前にはなるべく「【先行技術文献】」の見出しを付す。

なお、「特許文献」又は「非特許文献」が2以上あるときは、なるべく次のように「【特許文献1】」、「【特許文献2】」、「【非特許文献1】」、「【非特許文献2】」のようにそれぞれ記載する順序により連続番号を付して記載する。

【先行技術文献】

【特許文献】

【特許文献1】

【特許文献2】

【非特許文献】

【非特許文献1】

【非特許文献2】

三 原則として、その発明が解決しようとする課題及びその課題を発明がどのように解決したかを記載する。また、特許を受けようとする発明が従来技術との関連において有利な効果を有するものであるときは、なるべくその効果を記載する。この場合において、各記載事項の前には、なるべく「【発明が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」及び「【発明の効果】」の見出しを付し、これらの記載の前には、「【発明の概要】」の見出しを付す。

八 原則として、その発明が解決しようとする課題及びその課題を発明がどのように解決したかを記載する。また、特許を受けようとする発明が従来技術との関連において有利な効果を有するものであるときは、なるべくその効果を記載する。この場合において、各記載事項の前には、「【発明が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」及び「【発明の効果】」の見出しを付し、「【発明が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」、「【発明の効果】」の順に、原則として背景技術

ホ 特許を受けようとする発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができるように、発明をどのように実施するかを示す発明の実施の形態を記載し、必要があるときは、これを具体的に示した実施例を記載する。その発明の実施の形態は、特許出願人が最良と思うものを少なくとも一つ掲げて記載し、当該記載事項の前には、「【発明を実施するための形態】」の見出しを付す。また、実施例の記載の前には、なるべく「【実施例】」の見出しを付し、実施例が2以上あるときは、なるべく「【実施例1】」、「【実施例2】」のように記載する順序により連続番号を付した見出しを付す。

ハ 特許を受けようとする発明が産業上利用することができることが明らかでないときは、特許を受けようとする発明の産業上の利用方法、生産方法又は使用方法をなるべく記載し、当該記載事項の前には、なるべく「【産業上の利用可能性】」の見出しを付す。

15 「図面の簡単な説明」は、図の説明ごとに行を改めて「【図1】平面図」、「【図2】立面図」、「【図3】断面図」のように記載し、当該図の説明の前には、「【図面の簡単な説明】」の見出しを付す。図の主要な部分を表す符号の説明を記載するときは、当該符号の説明の前には、なるべく「【符号の説明】」の見出しを付す。

17 塩基配列又はアミノ酸配列を記載する場合には、明細書の最後に特許庁長官が定めるところにより作成した配列表を記載し、当該配列表の前には「【配列表】」の見出しを付す。この場合において、配列表には段落番号を付してはならない。また、フリーテキストの繰り返し記載（配列表につき特許庁長官が定める事項）を記載するときは、当該記載事項の前には、「【配列表フリーテキスト】」の見出しを付す。

18 明細書（配列表は除く。）には、原則として、発明の詳細な説明の段落、図面の簡単な説明の図の説明若しくは符号の説明又は配列表のフリーテキストの繰り返し記載の前に、それぞれ「【」及び「】」を付した4桁のアラビア数字で「【0001】」、「【0002】」のように連続した段落番号を付す。この場合に

の記載の次に記載することとし、「【発明が解決しようとする課題】」の見出しの前には「【発明の開示】」の見出しを付す。

三 特許を受けようとする発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができるように、発明をどのように実施するかを示す発明の実施の形態を記載し、必要があるときは、これを具体的に示した実施例を記載する。その発明の実施の形態は、特許出願人が最良と思うものを少なくとも一つ掲げて記載する。この場合において、各記載事項の前には、「【発明を実施するための最良の形態】」及び「【実施例】」の見出しを付し、「【発明を実施するための最良の形態】」、「【実施例】」の順に、原則として発明の効果の記載の次に記載するものとする。実施例が2以上あるときは、「【実施例1】」、「【実施例2】」のように記載する順序により連続番号を付した見出しを付す。

ホ 特許を受けようとする発明が産業上利用することができることが明らかでないときは、特許を受けようとする発明の産業上の利用方法、生産方法又は使用方法をなるべく記載し、当該記載事項の前には、「【産業上の利用可能性】」の見出しを付す。この場合において、その記載は、原則として実施例の記載の次に記載するものとする。

15 「図面の簡単な説明」は、図の説明ごとに行を改めて「【図1】平面図」、「【図2】立面図」、「【図3】断面図」のように記載し、当該図の説明の前には、「【図面の簡単な説明】」の見出しを付す。図の主要な部分を表す符号の説明を記載するときは、当該符号の説明の前には、「【符号の説明】」の見出しを付す。

17 塩基配列又はアミノ酸配列を記載する場合には、明細書の最後に特許庁長官が定めるところにより作成した配列表を記載し、当該配列表の前には「【配列表】」の見出しを付す。この場合において、配列表には段落番号を付してはならない。また、フリーテキストの繰り返し記載（配列表につき特許庁長官が定める事項）を記載するときは、配列表の記載の前に記載するものとし、当該記載事項の前には、「【配列表フリーテキスト】」の見出しを付す。

18 明細書（配列表は除く。）には、原則として、発明の詳細な説明の段落、図面の簡単な説明の図の説明若しくは符号の説明又は配列表のフリーテキストの繰り返し記載の前に、それぞれ「【」及び「】」を付した4桁のアラビア数字で「【0001】」、「【0002】」のように連続した段落番号を付す。この場合に

において、「【技術分野】」、「【背景技術】」、「【特許文献】」、「【非特許文献】」、「【発明の概要】」、「【発明が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」、「【発明の効果】」、「【図面の簡単な説明】」、「【発明を実施するための形態】」、「【実施例】」、「【産業上の利用可能性】」、「【符号の説明】」、「【受託番号】」又は「【配列表フリーテキスト】」の見出しの次に段落番号を付し、これらの見出しの前に段落番号を付してはならない。また、「【特許文献1】」、「【非特許文献1】」、「【化1】」、「【数1】」、「【表1】」、「【図1】」のような番号の次に段落番号を付してはならない。

19 19 明細書における各記載事項は、原則として様式中の見出しの順序で記載するものとする。ただし、先行技術文献の記載については、明細書中の任意の位置とすることができる。

【書類名】 明細書

【発明の名称】

【技術分野】

(【背景技術】)

(【先行技術文献】)

(【特許文献】)

(【非特許文献】)

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【課題を解決するための手段】

(【発明の効果】)

(【図面の簡単な説明】)

(【図1】)

(【発明を実施するための形態】)

(【実施例】)

(【産業上の利用可能性】)

(【符号の説明】)

において、「【技術分野】」、「【背景技術】」、「【発明が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」、「【発明の効果】」、「【発明を実施するための最良の形態】」、「【実施例】」、「【産業上の利用可能性】」、「【図面の簡単な説明】」、「【符号の説明】」又は「【配列表フリーテキスト】」の見出しの次に段落番号を付し、これらの見出しの前に段落番号を付してはならない。また、「【特許文献1】」、「【非特許文献1】」、「【化1】」、「【数1】」、「【表1】」、「【図1】」のような番号の次に段落番号を付してはならない。

【書類名】 明細書

【発明の名称】

【技術分野】

(【背景技術】)

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【課題を解決するための手段】

(【発明の効果】)

(【発明を実施するための最良の形態】)

(【実施例】)

(【産業上の利用可能性】)

(【図面の簡単な説明】)

(【図1】)

(【符号の説明】)

31の
6

51

(【受託番号】)

(【配列表フリーテキスト】)

(【配列表】)

明 細 書

請求の範囲

要 約 書

図 面

【書類名】 明細書

【発明の名称】

【技術分野】

(【背景技術】)

(【先行技術文献】)

(【特許文献】)

51の

2

(【配列表フリーテキスト】)

(【配列表】)

明 細 書

請求の範囲

図 面

要 約 書

【書類名】 明細書

【発明の名称】

【技術分野】

(【背景技術】)

(【非特許文献】)

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【課題を解決するための手段】

(【発明の効果】)

(【図面の簡単な説明】)

(【図1】)

(【発明を実施するための形態】)

(【実施例】)

(【産業上の利用可能性】)

(【符号の説明】)

(【受託番号】)

(【配列表フリーテキスト】)

(【配列表】)

1 1 明細書の翻訳文は、次の要領で記載する。

イ 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書、請求の範囲の翻訳文全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。

ロ 「【発明の名称】」には、願書に記載されたもの(国際調査機関が発明の名称を決定したときは、国際調査機関が決定したものを)を翻訳して記載する。

ハ 明細書(配列表は除く。)の段落の前に付す段落番号は、「【0001】」、「【0002】」のように記載する。

ニ 「発明の詳細な説明」は、「【発明の名称】」の欄の次に記載するものとし、見出しは、各々「【技術分野】」、「【背景技術】」、「【先行技術文献】」、「【特許文献】」、「【非特許文献】」、「【発明の概要】」、「【発明が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」、「【発明の効果】」、「【発明を実施するための形態】」、「【実施例】」、「【産業上の利用可能性】」のように記載する。

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【課題を解決するための手段】

(【発明の効果】)

(【発明を実施するための最良の形態】)

(【実施例】)

(【産業上の利用可能性】)

(【図面の簡単な説明】)

(【図1】)

(【符号の説明】)

(【配列表フリーテキスト】)

(【配列表】)

1 明細書の翻訳文は、次の要領で記載する。

イ 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書、請求の範囲の翻訳文全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。

ロ 「【発明の名称】」には、願書に記載されたもの(国際調査機関が発明の名称を決定したときは、国際調査機関が決定したものを)を翻訳して記載する。

ハ 明細書(配列表は除く。)の段落の前に付す段落番号は、「【0001】」、「【0002】」のように記載する。

ニ 「発明の詳細な説明」は、「【発明の名称】」の欄の次に記載するものとし、見出しは、各々「【技術分野】」、「【背景技術】」、「【発明の開示】」、「【発明が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」、「【発明の効果】」、「【発明を実施するための最良の形態】」、「【実施例】」、「【産業上の利用可能性】」のように記載する。

	<p>ホ 「図面の簡単な説明」の図の番号は、図の説明ごとに行を改めて「【図 1】」、「【図 2】」のように記載し、図の説明の前には、「【図面の簡単な説明】」の見出しを付す。また、符号の説明がある場合には符号の説明の前になるべく「【符号の説明】」の見出しを付す。</p> <p><u>△ 微生物の寄託について付された受託番号をまとめて記載しようとするときは、当該記載事項の前には、なるべく「【受託番号】」の見出しを付す。</u></p> <p>2 2 その他は、様式第29の備考 1 から 5 まで、7、9、16及び17と同様とする。</p>	<p>ホ 「図面の簡単な説明」の図の番号は、図の説明ごとに行を改めて「【図 1】」、「【図 2】」のように記載し、図の説明の前には、「【図面の簡単な説明】」の見出しを付す。また、符号の説明がある場合には符号の説明の前に「【符号の説明】」の見出しを付す。</p> <p>2 2 その他は、様式第29の備考 1 から 5 まで、7、9、16及び17と同様とする。</p>
--	--	---

実用新案法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
3		<p>【書類名】 明細書</p> <p>【考案の名称】</p> <p>【技術分野】</p> <p>(【背景技術】)</p> <p>(【先行技術文献】)</p> <p> (【特許文献】)</p> <p> (【非特許文献】)</p> <p>【考案の概要】</p> <p> <u>【考案が解決しようとする課題】</u></p> <p> <u>【課題を解決するための手段】</u></p> <p> (【考案の効果】)</p> <p>【図面の簡単な説明】</p> <p> <u>【図1】</u></p> <p>(【考案を実施するための形態】)</p> <p> (【実施例】)</p> <p>(【産業上の利用可能性】)</p> <p> </p> <p>(【符号の説明】)</p> <p>(【配列表フリーテキスト】)</p> <p>(【配列表】)</p>	<p>【書類名】 明細書</p> <p>【考案の名称】</p> <p>【技術分野】</p> <p>(【背景技術】)</p> <p> </p> <p>【考案の開示】</p> <p> <u>【考案が解決しようとする課題】</u></p> <p> <u>【課題を解決するための手段】</u></p> <p>(【考案の効果】)</p> <p> </p> <p>(【考案を実施するための最良の形態】)</p> <p>(【実施例】)</p> <p>(【産業上の利用可能性】)</p> <p> 【図面の簡単な説明】</p> <p> 【図1】</p> <p>(【符号の説明】)</p> <p>(【配列表フリーテキスト】)</p> <p>(【配列表】)</p>
12	12	<p>「【考案の名称】」は、明細書の最初に記載し、当該考案の内容を簡明に表示するものでなければならない。</p>	<p>「【考案の名称】」は、当該考案の内容を簡明に表示するものでなければならない。</p>
13	13	<p>「考案の詳細な説明」は、第3条及び実用新案法第5条第4項に規定するところに従い「【考案の名称】」の欄に次に、次の要領で記載する。</p>	<p>「考案の詳細な説明」は、第3条及び実用新案法第5条第4項に規定するところに従い「【考案の名称】」の欄に次に、次の要領で記載する。</p>

イ 原則として、実用新案登録を受けようとする考案の属する技術の分野を記載し、当該記載事項の前には、「【技術分野】」の見出しを付す。

ロ 実用新案登録を受けようとする考案に関連する従来技術があるときは、なるべくそれを記載し、当該記載事項の前には、「【背景技術】」の見出しを付す。

ハ 従来技術に関する文献が存在するときは、その文献名をなるべく記載する。特許、実用新案又は意匠に関する公報の名称を記載しようとするときは、その記載の前には、なるべく「【特許文献】」の見出しを付し、学術論文の名称その他文献名を記載しようとするときは、その記載の前には、なるべく「【非特許文献】」の見出しを付し、これらの記載の前にはなるべく「【先行技術文献】」の見出しを付す。

ニ 原則として、その考案が解決しようとする課題及びその課題を考案がどのように解決したかを記載する。また、実用新案登録を受けようとする考案が従来技術との関連において有利な効果を有するものであるときは、なるべくその効果を記載する。この場合において、各記載事項の前には、なるべく「【考案が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」及び「【考案の効果】」の見出しを付し、これらの見出しの前には、「【考案の概要】」の見出しを付す。

ホ 実用新案登録を受けようとする考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができるように、考案をどのように実施するかを示す考案の実施の形態を記載し、必要があるときは、これを具体的に示した実施例を記載する。その考案の実施の形態は、実用新案登録出願人が最良と思うものを少なくとも一つ掲げて記載し、当該記載事項の前には、「【考案を実施するための形態】」の見出しを付す。また、実施例の記載の前には、なるべく「【実施例】」の見出しを付し、実施例が2以上あるときは、なるべく「【実施例1】」、「【実施例2】」のように記載する順序により連続番号を付した見出しを付す。

イ 原則として、実用新案登録を受けようとする考案の属する技術の分野を記載し、当該記載事項の前には、「【技術分野】」の見出しを付す。

ロ 実用新案登録を受けようとする考案に関連する従来技術があるときは、なるべくそれを記載し、その従来技術に関する文献が存在するときは、その文献名もなるべく記載する。この場合において、その記載は、原則として技術分野の記載の次に記載するものとし、当該記載事項の前には、「【背景技術】」の見出しを付す。

ハ 原則として、その考案が解決しようとする課題及びその課題を考案がどのように解決したかを記載する。また、実用新案登録を受けようとする考案が従来技術との関連において有利な効果を有するものであるときは、なるべくその効果を記載する。この場合において、各記載事項の前には、「【考案が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」及び「【考案の効果】」の見出しを付し、「【考案が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」、「【考案の効果】」の順に、原則として背景技術の記載の次に記載することとし、「【考案が解決しようとする課題】」の見出しの前に「【考案の開示】」の見出しを付す。

ニ 実用新案登録を受けようとする考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができるように、考案をどのように実施するかを示す考案の実施の形態を記載し、必要があるときは、これを具体的に示した実施例を記載する。その考案の実施の形態は、実用新案登録出願人が最良と思うものを少なくとも一つ掲げて記載する。この場合において、各記載事項の前には、「【考案を実施するための最良の形態】」及び「【実施例】」の見出しを付し、「【考案を実施するための最良の形態】」、「【実施例】」の順に、原則として考案の効果の記載の次に記載するものとする。実施例が2以上あるときは、「【実施例1】」、「【実施例2】」のように記載する順序により連続番号を付した見出しを付す。

△ 実用新案登録を受けようとする考案が産業上利用することができることが明らかでないときは、実用新案登録を受けようとする考案の産業上の利用方法、生産方法又は使用方法をなるべく記載し、当該記載事項の前には、なるべく「【産業上の利用可能性】」の見出しを付す。

- 14 「図面の簡単な説明」は、図の説明ごとに行を改めて「【図1】平面図」、「【図2】立面図」、「【図3】断面図」のように記載し、当該図の説明の前には、「【図面の簡単な説明】」の見出しを付す。図の主要な部分を表す符号の説明を記載するときは、当該符号の説明の前には、なるべく「【符号の説明】」の見出しを付す。
- 15 化学式、数式、表又は日本工業規格X0208号（平成9年）（情報交換用漢字符号系。以下「日本工業規格X0208号」という。）に定められている文字以外の文字（以下「化学式等」という。）を明細書中に記載しようとする場合には、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。この場合において、化学式を記載しようとするときは化学式の記載の前に「【化1】」、「【化2】」のように、数式を記載しようとするときは数式の記載の前に「【数1】」、「【数2】」のように、表を記載しようとするときは表の記載の前に「【表1】」、「【表2】」のように記載する順序により連続番号を付して記載する。
- 16 塩基配列又はアミノ酸配列を記載する場合には、明細書の最後に特許庁長官が定めるところにより作成した配列表を記載し、当該配列表の前には「【配列表】」の見出しを付す。この場合において、配列表には段落番号を付してはならない。また、フリーテキストの繰り返し記載（配列表につき特許庁長官が定める事項）を記載するときは、当該記載事項の前には、「【配列表フリーテキスト】」の見出しを付す。
- 17 明細書（配列表は除く。）には原則として、考案の詳細な説明の段落、図面の簡単な説明の図の説明若しくは符号の説明又は配列表のフリーテキストの繰り返し記載の前に、それぞれ「【】及び「【】」を付した4桁のアラビア数字で「【0001】」、「【0002】」のように連続した段落番号を付す。この場合において、「【技術分野】」、「【背景技術】」、「【特許文献】」、「【非特許文献】」、「【考案の概要】」、「【考案が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」、「【考案の効果】」、「【図面の簡単な説明

ホ 実用新案登録を受けようとする考案が産業上利用することができることが明らかでないときは、実用新案登録を受けようとする考案の産業上の利用方法、生産方法又は使用方法をなるべく記載し、当該記載事項の前には、「【産業上の利用可能性】」の見出しを付す。この場合において、その記載は、原則として実施例の記載の次に記載するものとする。

- 14 「図面の簡単な説明」は、図の説明ごとに行を改めて「【図1】平面図」、「【図2】立面図」、「【図3】断面図」のように記載し、当該図の説明の前には、「【図面の簡単な説明】」の見出しを付す。図の主要な部分を表す符号の説明を記載するときは、当該符号の説明の前には「【符号の説明】」の見出しを付す。
- 15 化学式、数式、表又は日本工業規格X0208号（平成9年）（情報交換用漢字符号系。以下「日本工業規格X0208号」という。）に定められている文字以外の文字（以下「化学式等」という。）を明細書中に記載しようとする場合には、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。この場合において、化学式を記載しようとするときは化学式の記載の前に「【化1】」、「【化2】」のように、数式を記載しようとするときは数式の記載の前に「【数1】」、「【数2】」のように、表を記載しようとするときは表の記載の前に「【表1】」、「【表2】」のように記載する順序により連続番号を付して記載する。
- 16 塩基配列又はアミノ酸配列を記載する場合には、明細書の最後に特許庁長官が定めるところにより作成した配列表を記載し、当該配列表の前には「【配列表】」の見出しを付す。この場合において、配列表には段落番号を付してはならない。また、フリーテキストの繰り返し記載（配列表につき特許庁長官が定める事項）を記載するときは、配列表の記載の前に記載するものとし、当該記載事項の前には、「【配列表フリーテキスト】」の見出しを付す。
- 17 明細書（配列表は除く。）には原則として、考案の詳細な説明の段落、図面の簡単な説明の図の説明若しくは符号の説明又は配列表のフリーテキストの繰り返し記載の前に、それぞれ「【】及び「【】」を付した4桁のアラビア数字で「【0001】」、「【0002】」のように連続した段落番号を付す。この場合において、「【技術分野】」、「【背景技術】」、「【考案が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」、「【考案の効果】」、「【考案を実施するための最良の形態】」、「【実施例】」、「【産業上の利用可能性

	<p>】」、「【<u>考案を実施するための形態</u>】」、「【<u>実施例</u>】」、「【<u>産業上の利用可能性</u>】」、「【<u>符号の説明</u>】又は「【<u>配列表フリーテキスト</u>】」の見出しの次に段落番号を付し、これらの見出しの前に段落番号を付してはならない。また、「【化1】」、「【数1】」、「【表1】」、「【図1】」のような番号の次に段落番号を付してはならない。</p> <p>18 <u>18 明細書における各記載事項は、原則として様式中の見出しの順序で記載するものとする。ただし、先行技術文献の記載については、明細書中の任意の位置とすることができる。</u></p>	<p>】」、「【<u>図面の簡単な説明</u>】」、「【<u>符号の説明</u>】」又は「【<u>配列表フリーテキスト</u>】」の見出しの次に段落番号を付し、これらの見出しの前に段落番号を付してはならない。また、「【化1】」、「【数1】」、「【表1】」、「【図1】」のような番号の次に段落番号を付してはならない。</p>
--	--	---

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
8	5	<p>5 備考4の各記載事項の前には、原則として各々「<u>発明の名称</u>」、「<u>技術分野</u>」、「<u>背景技術</u>」、「<u>発明の開示</u>」又は「<u>発明の概要</u>」、「<u>図面の簡単な説明</u>」、「<u>発明を実施するための最良の形態</u>」又は「<u>発明を実施するための形態</u>」及び「<u>産業上の利用可能性</u>」の見出しを付する。</p>	<p>5 備考4の各記載事項の前には、原則として<u>おの</u>の「<u>技術分野</u>」、「<u>背景技術</u>」、「<u>発明の開示</u>」、「<u>図面の簡単な説明</u>」、「<u>発明を実施するための最良の形態</u>」及び「<u>産業上の利用可能性</u>」の見出しを付する。</p>
8の 2	2	<p>2 備考1の各記載事項の前には、原則として各々「<u>Title of Invention</u>」、「<u>Technical Field</u>」、「<u>Background Art</u>」、「<u>Disclosure of Invention</u>」又は「<u>Summary of Invention</u>」、「<u>Brief Description of Drawings</u>」、「<u>Best Mode for Carrying out the Invention</u>」又は「<u>Mode(s) for Carrying out the Invention</u>」若しくは「<u>Description of Embodiments</u>」及び「<u>Industrial Applicability</u>」の見出しを付する。</p>	<p>2 備考1の各記載事項の前には、原則として各々「<u>Technical Field</u>」、「<u>Background Art</u>」、「<u>Disclosure of Invention</u>」、「<u>Brief Description of Drawings</u>」、「<u>Best Mode for Carrying Out the Invention</u>」及び「<u>Industrial Applicability</u>」の見出しを付する。</p>